

5月 定例教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項

- (1) 開会日時 令和3年5月24日(月)9時30分
- (2) 開会場所 市役所別館2階会議室
- (3) 閉会日時 令和3年5月24日(月)10時50分

2 出席者の氏名

教育長 安川 正郷
委員 渡辺 美佐子、池田 佐恵子、高木 義則、常深 陽子

3 欠席者の氏名

なし

4 委員及び傍聴人を除く会議に出席した者の氏名

教育部長 三浦 宏志、教育総務課長 小森 正美、学校教育課長 小川 明也、
教育指導室長 松元 浩一郎、社会教育課長 後藤 正彦、文化振興課長 吉岡 賢生、
子育て支援課長 入江 省二、指導主事 稲永 誠也、
教育総務課教務担当係長 砂場 寛行

5 傍聴人

0人

6 会議に付した事件

- (1) 議案第3号 令和3年度那珂川市一般会計補正予算(第4号)に関する教育委員会の意見の申出について
- (2) 議案第4号 那珂川市立小中学校拡大学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
- (3) 議案第5号 那珂川市立小中学校学校運営協議会規程の一部を改正する規程の制定について
- (4) 議案第6号 那珂川市立小中学校学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
- (5) 議案第7号 那珂川市教育支援委員会委員の委嘱について
- (6) 議案第8号 那珂川市立幼稚園関係者評価委員会委員の委嘱について

7 議事の概要

(1) 議案第3号 令和3年度那珂川市一般会計補正予算(第4号)に関する教育委員会の意見の申出について

- ・本議案の審議については全員の承認により非公開とされた。
- ・議案第3号採決 承認

(2) 議案第4号 那珂川市立小中学校拡大学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

- ・小川学校教育課長説明

小中学校拡大学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について、那珂川市立小中学校拡大学校運営協議会規程第5条第2項及び第13条第1項の規定により教育委員会の承認を求めるものである。那珂川中学校ブロックは区役員の交代、PTA本部役員の交代、教職員の人事異動等に伴うもので、委嘱する委員の任期は令和4年4月30日までである。那珂川南中学校ブロックはPTA本部役員の交代、教育委員会事務局職員の担当の変更等に伴うもので、委嘱する委員の任期は同じく令和4年4月30日までである。那珂川北中学校ブロックは委員の任期満了に伴って、新たに委嘱を行うものであり、任期は令和3年5月1日から令和5年4月30日までの2年間である。

- ・質疑

(委員) 拡大学校運営協議会はどの程度開催されているのか。

(学校教育課長) 年3回から5回程度開催されており、各学校運営協議会の情報や意見交換がなされている。

(委員) 現在の社会情勢のなか、開催できているのか。

(学校教育課長) コロナ禍により開催時期等がずれることはあり得る。前年度は開催回数が減っている。

(委員) 那珂川北中学校ブロックのみ任期が異なる理由は何か。

(教育長) 那珂川北中学校ブロックは市内で最初に実施したブロックであるため、他のブロックより任期が1年ずれている。

- ・議案第4号採決 承認

(3) 議案第5号 那珂川市立小中学校学校運営協議会規程の一部を改正する規程の制定について

- ・小川学校教育課長説明

条文の整備を図るものである。「解任」を「解嘱」に改める。

- ・議案第5号採決 承認

(4) 議案第6号 那珂川市立小中学校学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

・小川学校教育課長説明

学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について、那珂川市立小中学校学校運営協議会規程第6条第2項及び第15条第1項の規定により教育委員会の承認を求めるものである。片縄小学校の学校運営協議会は、片縄緑区長が交代したため、前区長を解嘱するもので、区長の代表が他に2名いることから、新区長の委嘱は行わない。那珂川北中学校の学校運営協議会は、同じく片縄緑区長の交代に伴い、前区長を解嘱し、新区長に委嘱するものである。那珂川北中学校では今年度から校区内の全区長に参加してもらっているため、片縄小学校と異なり、新区長に委嘱するものである。

・質疑

(委員) 委員の人数の規定はどうなっているか。

(学校教育課長) 学校運営協議会委員は15人以内であり、拡大学校運営協議会委員は23人以内としている。

・議案第6号採決 承認

(5) 議案第7号 那珂川市教育支援委員会委員の委嘱について

・小川学校教育課長説明

教育支援委員会委員の委嘱について、那珂川市教育支援委員会規則第3条第2項の規定により教育委員会の承認を求めるものである。安徳北小学校長は新任であり、それ以外は再任である。任期は令和3年7月1日から令和4年6月30日の1年間である。当該委員会は特性がある児童生徒において、特別支援学級や、特別支援学校などの就学先を専門的な知見から検討する場となっており、委員会の方針に基づいて、保護者の意向を尊重しつつ、教育の場を提供するものである。

・議案第7号採決 承認

(6) 議案第8号 那珂川市立幼稚園関係者評価委員会委員の委嘱について

・入江子育て支援課長説明

幼稚園関係者評価委員会委員の委嘱について、那珂川市立幼稚園関係者評価委員会設置規程第3条第2項の規定により教育委員会の承認を求めるものである。委員の任期満了に伴い、委嘱を行うものであり、任期は令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間である。1号と5号の委員2名が新任であり、それ以外は再任である。

・議案第8号採決 承認

8 報告事項

(1) 教育長報告

ア 福岡県市町村教育委員会教育長会議報告

- ・安川教育長が報告を行う。

(2) 教育部長報告

ア 新型コロナウイルス感染症対策の経過及び今後の対応について

- ・三浦教育部長が報告を行う。

(3) 学校教育関係報告

ア 教育総務課

(ア) 令和3年度における那珂川市立学校の学校閉庁日の実施について

- ・小森教育総務課長が報告を行う。

イ 学校教育課

(ア) 令和3年度児童・生徒数

- ・小川学校教育課長が報告を行う。

ウ 教育指導室

(ア) なかがわ学力アップ推進事業について

- ・松元教育指導室長が報告を行う。

(イ) 長期休業を想定したオンライン授業の試行実施に向けて

- ・松元教育指導室長が報告を行う。

(ウ) 那珂川市適応指導教室（わかば学級）の状況について

- ・松元教育指導室長が報告を行う。

(エ) 令和3年度中学校体育会について

- ・松元教育指導室長が報告を行う。

・質疑、意見

(教育長) 那珂川南中学校の関係者が新型コロナウイルス感染症に感染した件について報告を求める。

(学校教育課長) 那珂川南中学校の対応状況について報告を行う。

(委員) 学校からのメール連絡において、保護者の混乱を招いたようだが、教育委員会は把握していたのか。

(学校教育課長) 学校から保護者へのメールについては、学校が早急に情報を伝えるため、相談があった内容とそうでない内容があった。

(委員) 本市のガイドラインによる判断なのか、保健所からの判断なのか明確になっていなかった。

(学校教育課長) 基本的にはガイドラインに沿った対応となるが、保健所の判断が出ればそれに従うことになる。PCR検査を受ける場合として、濃厚接触者の場合とその他接触者として受ける場合があるため、連絡が適切にできていなかったと考えている。

(委員) 小学校の先生方も理解しているのか。

(学校教育課長) 今回の件を受けて、基本的な考え方を整理して小中学校で共有するように考えており、今後の対応の改善を図る。

(教育指導室長) 那珂川南中学校の事例は本市で初めて新型コロナウイルス感染に伴う臨時休校であったため、今後は混乱を招かないように情報の発信のあり方を整理工夫していく。

(4) 社会教育関係報告

ア 社会教育課

(ア) 令和2年度地域学校協働活動推進員活動報告について

・後藤社会教育課長が報告を行う。

(イ) 令和3年度家庭教育学級について

・後藤社会教育課長が報告を行う。

イ 文化振興課

(ア) 那珂川市図書館及び松口月城記念館の臨時休館について

・吉岡文化振興課長が報告を行う。

(イ) ミリカローデン那珂川リニューアルに係る建築模型の展示について

・吉岡文化振興課長が報告を行う。

(ウ) 令和3年度筑紫地区文化財写真展について

・吉岡文化振興課長が報告を行う。

(エ) 安徳大塚古墳及び安徳台遺跡の追加指定について

・吉岡文化振興課長が報告を行う。

(5) 各課共通事項

ア 令和3年度教育関係発注工事調書について

・小森教育総務課長、後藤社会教育課長、吉岡文化振興課長及び入江子育て支援課長が報告を行う。

9 次回教育委員会の日程について

(1) 次回定例教育委員会の日程について

10 その他

(1) 各行事の出席について